

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	西武建設株式会社							
所在地	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1							
認定番号	00-002389							
入札参加停止期間	令和5年8月23日から令和5年9月22日まで（1か月）							
事実概要	<p>対象会社は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、同申請により得た結果を公共工事の発注者に提出した。このことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年7月21日付けで国土交通省関東地方整備局から営業停止処分を受けた。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。</p>							
理由	<p>長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不相当であると認められるため。</p>							
備考	<p>【別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不正又は不誠実な行為</td> <td>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件	期間	不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき		当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
措置要件	期間							
不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき							
	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内							